

第2章 宗教と消費者問題

第1 はじめに

靈感商法や霊視商法、オウム真理教、法の華三法行の足裏鑑定、神世界、高島易断等の問題が、社会的に注目されるようになって、宗教団体と消費者との様々なトラブルが弁護士に持ち込まれることが多くなった。

例えば次のようなものである。

- ・ 占い師に水子の霊があると言われて数十万円支払わされた。高価な印鑑、数珠を売りつけられた。
- ・ 妻、母、子が何か訳のわからない宗教に夢中になっている。大金を支払わされているようだ。やめさせたい。
- ・ 上京してアパート住まいのわが子が職を辞めて、何かの団体のスタッフになっている。どうしたらよいか。
- ・ 自己啓発セミナーに通っていた大学生が人が変わったようになってしまって、これこそ生き甲斐と主張して親の忠告を聞こうとしない。

いずれも金銭面あるいは本人の人生にとって深刻な事態である。しかも多くの場合、夢中になっている本人からではなく家族や友人からの相談が多い。こうした相談に、これまで多くの弁護士は宗教に法律はかかわるべきではないとか、本人が納得しているのなら仕方がないとして相談にのること自体を避ける傾向があった。

しかしながら、詳細に相談者や周囲の関係者から事情聴取すると、関係している組織や団体の放置しがたい諸問題が見えてくることがある。また、宗教団体の問題点を外部の法律家が率直に指摘してその資金集めや運営面の是正を求めることは、その宗教団体にとっても有益であるということも有り得よう。

宗教団体関連のトラブルだからとして、躊躇することなく、通常事件と同様に取り組む姿勢が望ましい。

ところで、日弁連は、平成7年11月16日付で「宗教的活動名目の各種資金獲得活動に関する実態と問題点」と題する意見書を、平成11年3月26日には「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」と題する意見書 (<http://www.nichibenren.or.jp/sengen/iken/9907-02.htm>) を、それぞれ公表している。

前者の意見書は、昭和62と63年に、二度にわたって公表された日弁連の靈感商法問題に関する意見書とあわせて、平成8年5月に、単行本「宗教名目による悪徳商法」(緑風出版発行、宗教と消費者弁護団ネットワーク編) に、その全文が収録されている。

また後者の意見書は、平成11年9日に、単行本「宗教トラブルの予防・救済の手引」(教育資料出版会発行、日弁連消費者問題対策委員会編)に全文収録され、いずれも公刊されている。特に後者は書籍にまとめるにあたり、実務において弁護士らがよく相談をうける19の宗教トラブル事案について、Q & A形式で解説を加えており、参考にできよう。

第2 法律相談のチェックポイント

1 弁護士が相談を受ける際の基本姿勢

多くの弁護士にとって宗教に関連した相談は対処しにくい問題かもしれない。しかし、相談者の多くは、心の悩みや家庭問題など通常の金銭トラブルの範囲を超えた深刻な事態にあるし、精神状態も未整理なことが多い。被害者本人を批判する前にその事案がどのような法的対処にふさわしいものか、また対処自体が可能か否かを慎重に検討すべきである。家族からの相談の場合には、将来的には本人が被害に気づいた上で本人から受任するということになるだろうが、家族が本人に批判的になって本人を追い込まないようにアドバイスする必要があるケースも多い。また、家族からの相談の段階で必要な資料の収集を初めておいた方がよい。

宗教関連の相談では、その団体が如何なる団体かを十分掌握する必要もあるので、相談者の持っているパンフレット等の資料に目をとおすことが不可欠である。しかし、最終的には外形的行為態様にいきすぎがなかったかを客観的に判断して、法律構成を決めることになる。

2 情報収集の重要性

宗教に関係した相談で注意すべきは、それが宗教活動として社会的に容認されるもの(法的に違法とまではいえないもの)か、それともなんらかの法的措置を講ずるべきものかという判断が難しいところである。

そのためには、その教団の実情について書かれた文献や既にその教団の問題に取り組んでいる弁護士や宗教家等に意見を聞くことが判断の誤りなきを期す上で有益である。そのような情報は全国霊感商法対策弁護士連絡会(03-3358-6179)や日弁連の消費者問題対策委員会等に問い合わせるとよい。また本稿末尾に若干の参考文献も掲げているので参考にしてもらいたい。

3 宗教的活動の違法性についてのチェックポイント

日弁連は、前述のとおり平成11年3月、「反社会的宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」を公表している。

この指針が、具体的な相談事案について、どのような点を、チェックすべきなのかを考える際にとても有益である。

以下判断基準全文を掲載する。

(1) 献金等勧誘活動について

- ア 献金等の勧誘にあたって、次の行為によって本人の自由意思を侵害していないか。
 - i 先祖の因縁やたたり、あるいは病気・健康の不安を極度にあおって精神的混乱をもたらし。
 - ii 本人の意思に反して長時間にわたって勧誘する。
 - iii 多人数によりまたは閉鎖された場所で強く勧誘する。
 - iv 相当の考慮期間を認めず、即断即決を求める。
- イ 説得・勧誘の結果献金等した場合、献金後間もない期間（たとえば1ヶ月）はその返金の要請に誠意をもって応じているか。
- ウ 一生を左右するような献金などをしてその団体の施設内で生活してきた者がその宗教団体等から離脱する場合においては、その団体は献金などをした者からの返金要請にできる限り誠実に応じているか。
- エ 一定額以上の献金者に対しては、その宗教団体等の財政報告をして、使途について報告しているか。
- オ お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず、支払額が一定金額以上の場合には受取を証する書面を交付しているか。

(2) 信者の勧誘について

- ア 勧誘にあたって、宗教団体等の名称、基本的な教義、信者としての基本的任務（特に献金等や実践活動等）を明らかにしているか。
- イ 本人の自由意志を侵害する態様で不安感を極度にあおって、信者になるよう長時間勧めたり、宗教的活動を強いて行なわせることがないか。

(3) 信者及び職員の処遇

- ア 献身や出家など施設に泊り込む信者・職員について
 - i 本人と外部の親族や友人、知人との面会、電話、郵便による連絡は保障されているか。
 - ii 宗教団体等の施設から離れることを希望する者の意思は最大限尊重されるべきであるが、これを妨げていないか。
 - iii 信者が健康を害した場合、宗教団体等は事由の如何にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡をとっているか。
- イ 宗教団体やその関連の団体・企業などで働く者については、労働基準法や社会保険

等の諸法規が遵守されているか。

(4) 未成年、子どもへの配慮

ア 宗教団体等は、親権者、決定保護者が反対している場合には、未成年者を長期間施設で共同生活させるような入信を差し控えているか。

イ 親権者・法定保護者が、未成年者本人の意思に反して宗教団体等の施設内の共同生活を強制することはないか。

ウ 子どもが宗教団体等の施設内で共同生活する場合、親権者及びその宗教団体は、学校教育法上の小中学校で教育を受けさせているか。また、高等教育への就学の機会を妨げていないか。

エ 宗教団体等の施設内では、食事、衛生環境についてわが国の標準的な水準を確保し、本人にとって到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を確保するよう配慮されているか。

このような事項をチェックする上でも、家族が相談者の場合、家族に対し、本人と十分話し合っ、本人の教団内での活動の実情を素直に話せる雰囲気をつくるよう指導することも大切であり、このような地道な作業から相談活動は始まる。

そして以上のような諸点に注目しながら、本人や家族から事情を聞き、法的な助言をすることになる。既にご理解いただけたと思うが、この問題のかかなりの部分は宗教被害の原因となった親子や夫婦の関係のあり方や家庭内、職場内の悩みをどう解決するかという点について、カウンセリング的な活動をすることが重要なウエイトを占めている。

第3 救済のための法理論

次に宗教団体の法的責任の観点から、まず不法行為の成立要件を検討し、次に詐欺・脅迫・錯誤・公序良俗違反の成立要件について検討する。また布教の自由との関連についても論じる。つづいて刑事制裁、行政処分について言及することとする。

1 不法行為の成立要件について

(1) 成立要件の検討

宗教団体が、宗教団体であるという理由で、あるいは宗教法人の認証を受けているという理由で、他の団体や個人に優越する権利を持つことはない。他の個人や団体について許されない行為が宗教活動の名のもとに特別に認められることは原則としてあり得ない。

憲法20条は、国家が宗教に対して中立でなければならないことを定め、信教の自由を

保障する。しかし宗教法人法86条は「この法律の如何なる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない」としており、宗教活動や信者勧誘においても、特別の特権が認められているのではなく、行為態様における違法性・不当性を考慮するに際して、行為が宗教活動であるがゆえに、特別の聖域が存在するわけでもない。

宗教団体の活動や維持運営に必要な費用は、その信徒らの自発的な拠出によることが原則である。ところが、宗教団体による信徒以外の不特定多数を対象とした金銭拠出勧誘行為や、信徒であっても、必ずしも拠出者の自発性ないし真意によらない金銭の拠出が行われる場合があり、問題が生ずる。

以下の判例を見ても明らかなように、判例は、宗教的活動の一環として行われたものであっても（即ち、献金勧誘行為の宗教行為性は認めながら）、献金勧誘行為が違法であるか否かの判断は法律上の争訟として司法権の判断対象であり、その違法性の判断基準は、献金勧誘行為の目的、手段、結果を総合考慮して判断すべきものであるとしている。

すなわち、宗教的活動を名目とする資金集め活動が、献金勧誘であっても、祈禱料、占い料、物品販売等の名目であっても、目的・手段・結果を総合考慮して社会的許容範囲を逸脱している場合、不法行為が成立すると考えられる。

(2) 判決例の検討

① 福岡地裁平成6年5月27日判決（判例時報1526号122頁、上告棄却確定）

統一協会の元信者が、統一協会等に対し、献金等の被害について不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案について、判決は「一般に特定宗教の信者が、存在の定かでない先祖の因縁や霊界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的に見ても正当な目的に基づくものであり、かつ、この方法や結果が社会通念に照らして相当であるかぎり、宗教法人の正当な宗教的活動の範囲内にあるものと認めるのが相当」であるが、「これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や霊界の話等をし、そのことによる害悪を告知するなどして殊更に相手方の不安をあおり、困惑に陥れるなどのような不相当な方法による場合には」「もはや社会的に相当なものとは言い難く」「違法の評価を受ける」とした上で、たとえその行為が布教活動の一環として行われたものであったとしても、本件献金勧誘行為は信者らが共謀の上、あらかじめ献金額を決定したうえで、被害者に対して「先祖の因縁や死者の訴え」を告げ、さらに「献金に応じない場合の害悪を告知して献金を要求したもの」であり、そのような献金勧誘行為は「その目的、方法、結果において到底社会的に相

当な行為であるということとはできず違法である」とした。

本件の場合、ア．統一協会において金集め自体が目的化している実態があること、イ．被害金額が高額であること（生活基盤自体を奪うような額）、ウ．強度の脅しが認められること、エ．事前に献金させる額を教団側（信者ら）が決めていたこと、オ．長時間の軟禁状態の結果の支払であること、等の事情が総合考慮されたものと思われる。

② 神戸地裁平成7年7月25日判決（判例時報1636号78頁確定）

事案は法人格のない祈禱師によるものである。

原告は、その妻が夫婦関係の不和などによる心労のために精神状態が不安定になり、異常な行動を取るようになったことから、除霊師と称する被告方を訪問して救いを求めた。被告は、原告の妻の異常は種々の因縁によるものであり、これを取り除かないと取り返しのつかない結果になる旨原告を信じ込ませた上で、神からのお告げであるとして、短期間に祈禱料等名下に1038万5000円の現金及び金塊を交付させた。

判決は「献金を勧誘する行為が、相手方の窮迫、軽率等に乗じ、ことさらその不安、恐怖心等をおおるなど不相当な方法でなされ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で著しく過大な献金となされたと認められるような場合は、当該勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として不法行為に該当する。」との一般的基準を述べた。

その上で本件については、原告が交付した金員のうち、5回にわたって、計965万円の金員の交付を勧誘し、收受した「被告の行為は、原告が相応な資産を有していることに着目し、財産的利益を得る目的で、・・・追いつめられて平常心を失い混乱した原告の精神状態に乗じ、霊力、因縁等がもたらす災いの話を繰り返して説くことによって、ことさら原告の不安をおおりたて、その災いを取り除くには被告の提示する諸費用を納めて、被告ないし被告の信奉する神の力に頼るほかはないと信じさせて、著しく高額な献金の承諾をさせ、これを收受したものと認められるから、その目的、方法、結果のいずれにおいても、社会的に相当なものとして是認できる範囲を逸脱しているというべきであり、」不法行為に該当するとしている。

以上に対し、宗教法人神慈秀明会の元信者が、入信を勧めた元信者と神慈秀明会に対し、欺罔脅迫行為に基づいて献金させられたとして、その損害賠償を求めた事案について、原告の自由意思によるものだと認め、「必ずしも相当であるとは言えない部分がある」と認定しつつも、損害賠償が認められなかった事例（東京地裁平成10年4月23日判決（判例タイムズ986号248頁、控訴審で和解）がある。しかしこの判例は「原告は、自ら納得の上、自由意思で右勧誘ないし要求に応じ、金員を調達して献金

したものと認められる」と結論しており、たとえ自由意思があったとしても、目的・手段・結果を総合考慮して違法性を認めてきたこれまでの主な判例の流れとは別流に属するので注意を要する。

他方、断食道場経営者について、治療中の糖尿病患者に対し、専門医師による診断を受ける機会を付与する義務があったとして不法行為責任を認めた最高裁平成2年3月6日判決（判例タイムズ739号73頁）もある。

- ③ 東京高裁平成4年3月26日判決（上告棄却確定、判例集未登載、解説として国民生活92年12月号）

訴えられたのは宗教団体ではなく、株式会社である。

被控訴人らは、人間の悩み、苦しみ、その他あらゆる不幸は、宇宙のエネルギーの流れが阻害されていることから生じるものであり、このエネルギーの流れを捉えこれに合わせて自らの内部のエネルギーの流れを創り出してやることにより、不幸は解消され、真の幸福及び健康を得ることができるとの原理を唱え、この宇宙のエネルギーの流れを捉え、流れを創り出すという実践活動（フリーという）の基本は物を振って感じることにあり、そのために最適の用具としてのフリー器具（セラミックス製の棒を牛革ケースに収納したものと、真空のガラス玉を茶筒に収納したもの）の販売及び、フリーの実践指導を行った。

そして、フリーの勧誘に応じた控訴人らに対して、フリー器具を使用すれば効能（家庭が円満になる。商売も繁盛する。自動車におけば燃費が安くなる。癌も霧散する。病気が治る。等々。）が現れてくると説いて、製造原価数千円程度のフリー器具を、それぞれ131万円、35万円、124万8000円、97万円で販売した。

判決は「被控訴人らのフリーの活動は、呪いあるいは祈禱等の宗教的活動に類する一面があるものの、主たる実態は右にみたような人情や人間関係を利用して、客観的根拠のないフリーの効能を確かなように強調することにより、相手方に一縷の可能性を信じる気持ちをおこさせたうえ、フリー器具があれば効能が現れてくるとして、それ自体では格別の効果もない安価なフリー器具を法外な高値で販売し、相手方が効能を感得できなくても代価の返還には応ぜず、これによって多額の利益を得ることを目的とした営利活動であるというべきである。そのような営利活動としてみるときは、被控訴人らの行為は、その方法、態様、結果等に照らし、著しく欺瞞的、便乗的、暴利的であって社会的に是認される営利活動の範囲を超えるものであり、特段の事情のない限り、違法性を帯び、相手方に対する不法行為を構成する」。

但し、「現代の一般的社会常識を持ってすれば、その代価として前記のような高額を支払いをするのは異常であり、軽率との批判を逸れず、損害の発生につき控訴人ら

にも落度があつた」として、4割の過失相殺をした。

④ 広島高裁岡山支部平成12年9月14日判決（判例タイムズ1755号93頁）

統一協会によるいわゆるマインドコントロールによる勧誘についての違法性について、次のような判断を示した。「一連の行為は、個々の行為をみると、一般の宗教行為の一場面と同様の現象を呈するものと言えなくもないものもあり、また控訴人は主観的には自由意思により決断しているように見えるが、これを全体として、また客観的にみると、被控訴人の信者組織において、予め個人情報を集め、献金、入信に至るまでのスケジュールも決めた上で、その予定された流れに沿い、ことさらに虚言を弄して、正体を偽って勧誘した後、さらに偽占い師を仕立てて演出して欺罔し、いたずらに害悪を告知して、控訴人の不安を煽り、困惑させるなどして、控訴人の自由意思を制約し、執拗に迫って、控訴人の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入信させ、控訴人の生活を侵し、自由に生きるべき時間を奪ったものといわざるを得ない。なお、本件においては、控訴人がマインドコントロールを伴う違法行為を主張していることから、右概念の定義、内容をめぐって争われているけれども、少なくとも、本件事案において、不法行為が成立するかどうかの認定判断をするにつき、右概念は道具概念としての意義をもつものとは解されない（前示のように、当事者が主観的、個別的には自由な意思で判断しているように見えても、客観的、全体的に吟味すると、外部からの意図的操作により意思決定していると評価される心理状態をもって「マインドコントロール」された状態と呼ぶのであれば、右概念は説明概念にとどまる。）。そうすると、本件において、被控訴人の信者組織のメンバーが周到に計画したスケジュールに従って、有機的に連携してなした一連の行為が宗教的行為と評価しうるとしても、その目的、方法、結果が社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており、教義の実践の名のもとに他人の法益を侵害するものであって、違法なものというべく、故意による一体的な一連の不法行為と評価されることとなる。」

⑤ 長崎地裁平成13年9月26日判決（判例タイムズ1124号197頁）

「手かざし」による病氣治療を標榜する「泰道」に入会した原告らが、泰道グループに属した被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。

判決は、「泰道の勧誘対象者は健康に障害や不安のある者で、健康への不安や治癒への期待が大きく誤導が容易な精神状態にあるところ、勧誘にあたった泰道会員は、このような者に対し、手かざしによって身体の障害部位を指摘して健康への不安をおるとともに、「生命学」の実践によって病氣が治るなどと断定的に告知し、さらに、「生命の作用」の存在を証明するものとして「酒の味変え」といった奇跡的行事

を演出して、被勧誘者を錯誤におとし入れ、入会を決意させたものであって、その勧誘方法においてすでに社会的相当性を逸脱している。」と判断した。

また、講座の受講等が原告らの「自由意思」によるとの被告らの主張に対しては、「泰道への加入者はもともと誤導が容易な精神状態にあるところ、さらに指導員・講師講座において「生命の作用」を強くする必要を認識させられるとともに、泰道自体も「生命の作用」を強くするには「証行」「覚生」が必要であることを奨励し、また、泰道は専門講座である練師講座を終了すれば指導相談所長になって収入を得る道が開けることを宣伝しており、これらが会員の自由意思であったとしても、それは泰道によって巧妙に誤導された自由意思であるにすぎない。」として否定した。

なお、福岡地裁平成14年9月11日判決は、「泰道」が法人格なき社団であり、独立の不法行為能力を有するとした原告の主張については消極に解し、「泰道の会長や三役等と称していた個人被告らが、泰道の看板を掲げ、個人として泰道のシステムを創設・運営してきたものと認めるのが相当である」とした。法人格のない宗教団体による被害の場合の参考になろう。

⑥ 札幌地裁平成13年6月29日判決（判例タイムズ1121号202頁）

統一協会に対する献金等の被害の損害賠償請求事件。

判決は、「特定の宗教の信者が、その属する宗教団体への加入を勧誘し、教義の学習を勧奨してその費用を収受し、献金を慫慂してこれを収受し、宗教団体の活動への参加を求めることは、信教の自由により保障された宗教活動といえることができるが、他面、それらは、その相手方の信教の自由を始めとする基本的人権を侵害するおそれもあることにかんがみると、自ずから内在的な制約があることを免れない。そして、それらの宗教活動が、社会通念に照らし、外形的客観的にみて不当な目的に基づくものと認められ、また、その方法や手段が相当と認められる範囲を逸脱し、その結果、相手方に損害を与えるおそれがあるような場合には、たとえそれが宗教教義の履践の名の下に行われたものであっても、信教の自由としての保護の域外にあるものとして、違法性を有すると判断すべきものである。」とし、さらに、「任意の承諾」の問題については、「目的の秘匿」に関連づけて、「特に、その不当な目的が巧妙に秘匿されているため、善意の相手方が個々の行為について外形的に任意に承諾していると認められる場合であっても、その目的を知った場合にもなおこれに承諾を与えたであろうと認められる特段の事情がない限り、その承諾の存在は、何ら上記の違法性の判断を妨げるものではない。」と判示した。

判決は、統一協会の勧誘等の手段方法について特徴的なこととして、①「その勧誘等の方法が、長年の組織的勧誘等の経験に基づいた手法に基づき、組織的体系的目的

的に行われている」、②「被告協会の協会員は、上記のように組織的体系的目的に宗教団体である被告協会への加入を勧誘等するに当たり、当初はこの点を厳に秘している」、③「被告協会の協会員がその勧誘に当たって、被告協会の宗教教義とは本来関連がないような手法を駆使し、その教義上からも根拠があるとは考えられないような害悪を告知するなどして、欺罔威迫するという勧誘等の方法を用いている」とし、勧誘の目的については、「被告協会の信者となる協会員の獲得であることは明らかである」と断じた。

⑦ 東京地裁平成20年1月15日判決（判例タイムズ1281号222頁）

判決は、統一協会による被害事例について、「特定の宗教を信じる者が、その宗教の教義を広め、その宗教活動を維持するため、信者等に対して、その集会に参加するよう勧誘したり、任意に寄付や献金をするよう求めたり、宗教活動の一環として一定の物品等を販売したりすることも、その方法、態様及び金額等が社会的に相当な範囲内のものにとどまる限りは、社会通念上、違法なものではないというべきである。しかしながら、上記のような行為が、その行為者をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、社会一般的にその行為者の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたものである場合や、行為者の社会的地位や資産状況等に照らして不相当な多額の金員を支出させるなど、社会的に考えて一般的に相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合などには、そのような勧誘行為や物品販売行為等は、反社会的なものと評価され、公序良俗に反するものとして、違法なものになるといわざるを得ない。」とした。

本判決の特徴は、「しかも、そのような勧誘行為等の違法性の有無は、本来1つ1つの各勧誘行為等ごとに判断されるべきものであることは当然であるが、本件においては、前記認定のとおり、原告は、本件問題が発生する以前から被告統一協会に対する信仰心を有しており、被告統一協会の信者等によってなされた教義の説明や相談等によって発生し増幅した不安や畏怖が継続している状態にあったものと認められるから、そのような特殊な前提がある本件については、原告に対してなされた本件勧誘行為等の違法性の有無についての判断は、個々の勧誘行為等ごとに判断するよりもむしろ、一連の経緯をふまえて一体のものとして判断するのが相当である。」として、勧誘行為等を一体のものとして違法性判断を行うべきであるとした点である。その上で、「社会通念に照らし一般的に相当と考えられている他の宗教団体等における宗教活動等の際にも伴うことのある範囲内の支出等についてまで公序良俗や社会規範に反するものとして否定するのは相当ではないと考えられるから、本件において原告が被告統一協会に対して支出する原因となった本件勧誘行為等のうち、他の宗教団体等に

おける宗教活動等の際にも一般的に伴うことのある範囲内の支出等を勧誘したものについては、特に社会正義に反するような特段の事情がない限り、違法性はないというべきである。」として、「他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的に伴うことのある範囲内の支出等を勧誘したもの」を除外するという枠組みで判断した。

⑧ 東京地裁平成12年9月27日判決（判例タイムズ1050号145頁）

運勢鑑定家であると自称し、「二稜会」なる団体を主宰していた女性が、「念金浄化」の名目で高額の金員を交付させた事案について、判決は、「被告正子は、①二稜会会員から念金として多額の金員を預かるものの民事訴訟、刑事告訴に至るまで返還しないという行動を過去に重ねていたものであり、②自ら特別の能力を持つ者の如く装い、数々の作り話で自らを飾り立て、被告丁田など著名人と親しいとして自らを権威づけるという行動様式を有しているところ、③本件において、念金等を取得した方法は、早死にするなどことさら不吉なことを告げ、夫を亡くして情緒不安定の心理状態にあった原告の不安に巧妙につけこみ、不安を増大させ、④実在することのない西安の高祖師に金員を託するという全くの虚構を告げ、⑤さらには高額の念金をしていることを口外させないようにしているというものであり、⑥原告をさらに心理的に追い込み、家族との仲を疎遠にさせて、精神的に自己のコントロール下に置いて、必要もないのに高額の現金を預かると称してこれを交付させているのである。そうすると、被告正子の一連の行為は、気学による運勢鑑定の名の下に数々の虚言を用いて巧妙に人の正常な判断を誤らせて高額の金員を交付させたというものであって、被告正子が真に「気学」、「方位学」の知識により原告の悩み、心配事について助言しているというものではありません。すなわち、被告正子の行為は、その手段において卑劣であり、その結果も重大であって、社会的相当性を逸脱することは言うまでもなく、意図的に人を欺罔するという点では詐欺と選ぶところがないと評価するほかないのである。したがって、被告正子の本件行為は不法行為であることは明らかである。」とした。「自由意思」の問題については、「原告が、被告正子に対して金員を交付する際に、言葉としては「念金をお願いします」、「金員を預かって欲しい」と告げたことがあったとしても、被告正子は、原告の心理を操り、自己のコントロール下に置いてそのようにし向けているとみるべきであるから、その違法性が減ぜられるものということとはできない。」という判断を示した。

⑨ 東京地裁平成12年12月25日判決（判例タイムズ1095号181頁）

宗教法人である被告法の華三法行が主催する研修に高額の研修費を払って参加し、また多額の支出をして掛け軸等の物品を取得した原告らが、被告らに対し、被告らが、組織的に、多額の金員を取得する目的で、足裏診断という体裁をとり、悩み事を

抱える原告らに害悪を告知し、また、被告らの教えに従えば害悪を回避し得る旨断定するなど、詐欺的・脅迫的な手段を用い、不相当に高額な研修費を払わせて研修に参加させ、精神的・肉体的に苛酷な修行を強要し、さらに、高額な物品を購入せしめた事案について、判決は、被告法の華の宗教的行為の問題点を列挙した上で、「被告法の華において、原告らを勧誘するに当たって、宗教性を秘匿し、詐欺的・脅迫的な態様で、執拗に勧誘し、被告法の華の研修に参加し研修費を払うか否か即断・即決・即納を迫り、苛酷な研修を体験させ、高額な支出をさせ、その金銭を被告北田らにおいて自己の利益を図るために用いるなどしているものであるから、被告法の華の活動は、少なくとも右のような方法で原告らからの高額の支出を求めた点で、社会通念上相当性を逸脱しており、違法性を有することは明らかであるといわなければならない。」との判断を示した。

これ以外にも、法の華については、福岡地裁平成12年4月28日判決（判例タイムズ1028号254頁）、大阪地裁平成12年11月13日判決（判例タイムズ1084号200頁）、東京地裁平成13年4月23日判決（判例タイムズ1114号199頁）、名古屋地裁平成13年6月27日判決（判例タイムズ1131号148頁）等がある。

2 信者の活動と使用者責任

(1) 始めに

一般に宗教団体の信者は当該宗教団体の職員ではない。しかし宗教団体の信者の中には、ボランティアのごとく無給で布教行為や献金などの資金獲得活動を行ない、その宗教団体に貢献する者もいる。これらの信者の行き過ぎた宗教活動により、被害を被った被害者に対する救済をどうするのか。

その際信者の宗教活動は実質的に宗教団体の手足としての活動であり、そこから得られる利益は一方的に当該宗教団体が享受するのに、信者の宗教活動の行き過ぎなどから生ずる被害について当該宗教団体の責任が全く問われないのは不合理である。民法715条は、他人を使用することによって自己の活動範囲を拡張し、利益を納める可能性が増大しているのであるから、それに伴って生ずる損害もまた負担するのが正義・公平に合致するという報償責任の原則に基づいている。民法715条が適用されるためには次の4つの要件が必要である。

ア 使用関係（ある事業のために他人を使用したという関係が認められること）

ここで事業とは、営利、非営利を問わず、一時的なものでもよい。また、使用関係とは、雇用契約、委任契約、請負契約などの契約関係がある場合に止まらず、事実上仕事をさせているに過ぎない場合も含まれる。使用者と被使用者との間に実質的な指

揮監督関係が必要とされる（最判昭和41年7月21日（判例時報1473号）、最判昭和42年11月9日（判例時報507号31頁））。

イ 事業執行性（「事業の執行につき」損害を与えたこと）

業務の執行の解釈については、使用者と被使用者との内部関係や主観的意図に捕らわれずに、客観的に行為の外形を見て事業の範囲内（支配領域内）の行為か否かが決められる（外形標準説）。他人を手足のように使って社会活動を拡張し、利益を得る可能性を増大した者には、報償責任の観点から損失やリスクも負担させるのが公平だとの配慮による。

ウ 第三者への加害（「第三者に加えた損害」であること）

エ 免責事由がないこと（選任、監督上の過失のないこと）

報償責任の見地から、宗教団体と信者との関係についても、信者が当該宗教法人の実質的指揮監督にもとづいて違法な資金獲得活動などをしたときには、宗教団体にも使用者責任が認められることは当然である（棚村政行「靈感商法と民事責任」青山法学論集第36巻第4号（1995年）6頁）。

(2) 判決例の検討

① 横浜地方裁判所平成5年6月30日（判例時報1473号117頁）

オウム真理教と波野村とのトラブルについて、T弁護士は地元民の要請により現地を視察した。その際T弁護士が行った撮影行為に対し、信者らがT弁護士からカメラを奪いフィルムを抜き取った行為について、裁判所は、「A、B、C、Dら信者は、その本来の担当の仕事如何にかかわらず、本件当時、写真撮影する者を規制することを含めて部外者を監視するため、被告から本件土地付近に配置されていたもので、E外一名も右監視行為を援助するため現場に赴いたと推認され」「したがって、Aら信者が原告から本件カメラを一旦喝取したうえ、これから本件フィルムを奪取した行為は、被告の業務の執行に関して行われたものと解するのが相当である」としてオウム真理教の使用者責任を認め、原告T弁護士に対し10万円の慰謝料の支払いを命じた。

② 福岡地裁平成6年5月27日判決（前掲）

前述した統一教会に関する判決である。判決は、使用者責任として、「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用者の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は右信者の加害行為につき民法715条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法715条の適用を排除する合理的理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法人の損害賠償責任を定めている宗教法人法11条の規定も宗教法

人につき民法715条の適用を排除するものとは解されないからである」と述べた。

③ 福岡地裁平成6年12月14日判決（判例集未登載）

G弁護士は、オウム真理教外報部らが主催する記者会見の席上で、H弁護士が、「M子らの身体を無理やり拘束し連れ去るといった犯罪行為に加担した事実があるかの印象を与え」るなどの言動を行った。これに対し名指しされたH弁護士がG弁護士とオウム真理教に対し、名誉棄損の損害賠償を求めた裁判で、判決は、オウム真理教の使用者責任を次のように認め、70万円の慰謝料を支払うよう命じた。

「右によれば、被告Gは、被告教団の信者、幹部として被告教団或いはその教祖の教えに従い、その立場を擁護するよう行動することが期待され、それを実行しているものと認められるのであるから、被告教団と被告Gとの間には民法715条の使用者責任を根拠付けるに足りる指揮監督関係がある。」「右事実を照らせば、本件記者会見は、被告教団主催のものであると受け取られるような外形を有し、本件記者会見を取りまとめ、自ら発言もした被告Gの行為は、被告教団の立場から、本件事件及びそれに対する被告教団の対応を公表したものであって、被告教団の幹部あるいは顧問弁護士の職務の執行として行われたものといえることができる」。

3 不法行為の時効の起算点

不法行為による損害賠償を請求している場合、被告から、時効消滅の主張がなされる場合がある。

しかし、民法724条の「損害及び加害者を知った時」とは、単に損害を知るにとどまらず、加害行為が不法行為であることをもあわせて知ることを要するというべきである。前掲の東京地裁平成12年12月25日判決が、「本件のように組織的にされた不法行為の場合は、被害者である原告らにおいて事実関係を把握するだけの情報や資料等を入手することは極めて困難であるのみならず、宗教的行為において詐欺的・脅迫的勧誘が行われた不法行為においては、当該宗教行為を教義の一環として受け入れている限り不法行為であると認識できないから、当該宗教における教義を信仰する心理状態が継続している限りは、時効は進行しないというべきであり、原告らにおいて、右心理状態から解放された時期は、マスコミ報道等を見て被害対策弁護団の存在を知り、同弁護団の弁護士と相談した時点であると考えられるから、平成八年の時点で弁護士と相談し、平成九年一月に提訴している本件においては、消滅時効は完成しておらず、被告らの主張は理由がない。」としているように、いわゆるマインドコントロールが解け、弁護士に相談するに至ってから時効の進行が開始すると考えてよいというべきであり、同趣旨の裁判例も多い。

4 詐欺・強迫による取消や錯誤無効

(1) はじめに

宗教的名目を有する行為が献金勧誘行為、祈禱などの役務提供行為、あるいは物品販売一行為などのように契約（意思表示）を対象としている場合に、その意思表示が詐欺・強迫によるものであれば取り消しうるし、また錯誤に基づくものであれば、無効の主張をなしうることは当然である。

(2) 強迫について

強迫で留意すべきは、一般人が言われてもほとんど恐怖をもたらすものでない信者らの言動であっても、被害者が特定の考え方を受け入れている場合、それに乗じて金銭を交付させる目的で害悪を告知した場合、成立の余地があるという点である。

例えば、「無間地獄に落ちる」「霊界で永遠に苦しむことになる」等の言辞は、地獄や霊界を信じない者にとっては何の意味もない。しかし、無間地獄の存在を信じ込まされていたり、霊界の存在やそこで苦しむ先祖の存在がある限り不幸が起こると信じている者にとっては、死に比肩する恐怖をもたらすことになる。しかもその言辞が、信頼すべき「偉い先生」や霊能師、解脱者等によって一定の環境下で重々しく告知された場合、金銭を交付するかさもなくば死以上の苦しみかという大変な選択を迫られることになるのである。

日本社会においては、「先祖の因縁」や「霊界の先祖が浮かばれない」という考え方に基づく先祖供養が広く信仰を集めている。この考え方を一歩進めて供養の証として、金銭を交付すべきだという説得は日本人に馴染みやすい。この日本人の宗教心の傾向が悪質な団体によって悪用され、意識的に先祖供養や霊界・地獄の考え方が教え込まれ、その上で金銭交付を迫る行為が現に行われているのである。

従って、強迫の成立の認定に当たっては、以上の当事者間の特殊な関係を前提に、前述した不法行為の成立要件と同様に、①害悪を告知する側の目的、②害悪告知の態様、③結果を総合的に勘案して検討すべきである。特に、害悪を告知する側の目的の認定に当たっては、同一教団信者による類似事案についての認定等組織的背景を十分参酌される必要がある（オウム真理教に対する土地建物の贈与の意思表示が脅迫に基づくものと判断され、その取り消しが認められた事例として、東京地裁平成8年6月5日判決（判例時報1578号64頁／確定）がある）。

(3) 詐欺・錯誤について

献金等の金銭交付を要求する側の人物が霊能力がないにもかかわらずこれがあるかのように装って財物を交付するよう説得を行うなど重要な事実を故意に偽ったことが立証されたり、消費者側の思い違いをことさら惹起させるような説得活動をしたことが証拠

上認められる場合は、詐欺による取消しないし詐欺による不法行為が認められる余地がある。また、消費者側のこのような思い違いがなければ、合理的に判断して金銭交付をしなかったであろうと認められる場合には、錯誤を理由とする無効の主張が認められるであろう。

後述するように、刑事事件においてさえ、客観的に立証可能な重要な事実を故意に偽った場合、詐欺罪の成立が認められている。従って、たとえ宗教的活動の外観で金銭交付の勧誘がなされた場合であっても、それが故意に重要な事実を偽っていることが認められる場合には、詐欺や錯誤を認めて被害者の損害回復を認めることができる。宗教的動機に基づいた金銭交付行為であっても、何ら特別扱いをする必要はない。

宇宙パワーを有すると自称する中国人女性邵錦が、日本テレビの番組や出版物を通じ、宇宙パワーにより難病を治療すると称し、番組や出版物を見て来訪した難病患者らに対し、高額のお金を要求した行為を、難病患者らに対する詐欺行為に当たるとして、不法行為による損害賠償が認められた事例として、東京地裁平成9年5月27日判決「邵錦宇宙パワー商法事件」（判例時報1636号78頁／判例タイムズ942号267頁）がある。

また霊視商法事件について、「被告明覚寺の僧侶らは、因縁や霊障を見極める特殊な能力はなく、ただ、供養料獲得のマニュアルやシステムに則って、執拗に因縁や霊障の恐ろしさを解いて原告らを不安に陥れ、供養料を支払いさえすれば不幸や悩みから逃れられると誤信した原告らに供養料名目で金銭を支払わせていたものと認めるのが相当であり、これは、詐欺行為として違法と言うべきである」とし、被告の使用者責任を認めた大阪地裁平成10年2月27日判決（判例時報1659号70頁）がある。

なお霊界があると思っていたがなかった、メシアと思っていたが違って、教団の教え自体が誤りだった等の論点を中心とする訴訟であっても、外形的・客観的に行為態様が問題とされる場合は、前述の目的、手段、結果による不法行為や強迫・詐欺等の不法行為が成立しうる。しかし、教義の解釈論が主張や立証の中心になるような場合には、法律上の争訟にあたらないとされる場合がありうるので注意を要する。

5 公序良俗違反

(1) 判断基準について

信者の献金等の勧誘行為が、社会通念上正当視され得る範囲を超えていると認められる場合には、その超えた部分については公序良俗に反して無効である。具体的認定においては、契約締結に至る経緯（勧誘文言や動機）、金額の多寡、長期かつ高額な契約となった理由等を総合的に考慮することになる。特に暴利行為とも言えるべき法外な価格で物品を購入させた場合には、この法理による解決がなじむことも多い。

次の判例はその典型的事案である。

① 名古屋地裁昭和58年3月31日判決（判例時報1220号104頁）

原告は、長女K子が生後まもなく病院で先天性難聴であり、治療困難と診断されたため、神仏にもすがる思いで、被告（S会名古屋支部長）に対し、加持祈禱による治療を依頼し、約2年3か月間にわたって合計737回K子に被告の療術を受けさせ、その代価として、1回金8000円、合計金589万6000円を被告に支払った。しかし、K子の難聴は少しも好転せず、結局治癒しなかった。S会本部で決められた療術の対価は1回当たり金2000円であるが、本件の場合、K子の難聴を治すためには、K子以外の家族3人の祈禱もする必要があるとの理由で金6000円が加えられた。

判決は、「加持祈禱はそれ自体が公序良俗に反するということができないのはもちろんである。しかし、それが人の困惑等に乗じて著しく不相当な財産的利益の供与と結合し、この結果、当該具体的事情の下において、右利益を収受させることが社会通念上正当視され得る範囲を越えていると認められる場合には、その越えた部分については公序良俗に反し、無効となる。」と判断した。

② 東京高裁平成14年2月27日判決（判例時報1792号63頁）

集団生活をしながら農産物の生産・販売を営む団体（ヤマギシ会）に全財産である約2億4000万円を持ち込んだ原告が、5年後に脱会した際に財産の返還を求めた事案で、出資した財産の不返還約定は、1億円を返還しないとする範囲で公序良俗に反するものとして無効とし、1億円について原告の請求を認容した。なお、一審の東京地裁平成13年1月31日判決（判例タイムズ1120号223頁）は、不返還約定は公序良俗に反し無効であると判断し、2億4000万円余の返還を認めていた。

宗教法人によるネズミ講について、広島地裁昭和61年10月23日判決（判例時報1218号83頁）は、奉賛金名目の入会金支払は公序良俗違反で無効であり、かつ不法行為にもなるとして、不法行為による損害賠償支払義務を認めている。このネズミ講については、東京地裁昭和60年9月12日判決（判例時報1220号97頁）もある。しかし後者の判決は不法行為を認めた上で、被害者の落度により5割の過失相殺をした。

6 布教の自由との関連

(1) 問題の所在

これまで、宗教的活動名目で財産的被害を与えた行為であっても一定の要件で不法行為や強迫・詐欺・錯誤もしくは公序良俗違反が成立することについて検討した。ところで、その加害行為は、宗教団体に勧誘する活動と密接不可分になされることも多い。また、被害者に財物を交付させることについて、加害者は多少なりともその宗教心や信仰

心に動機付けられて加害行為をする場合がある。

そこで、この様な加害行為が、憲法上保障されている布教の自由や信教の自由との関わりで、不法行為などの成立要件に再検討を要するか否か、あるいは違法性が阻却されることがないのかが問題となる。

この問題について最高裁は、「私人相互間において憲法20条1項前段及び同条2項によって保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を越えるときは、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定の適切な運用によって法的保護が図られるべきである（最大判昭和63年6月1日（判時1277号34頁））、いわゆる「自衛官合祀拒否訴訟」という。つまり、宗教団体や個人が、伝道の一環として消費者個人に接する場合において、その「態様、程度が社会的に許容しうる限度を越えるときは」、不法行為や公序良俗違反等の規定によって、一定の制約を受けることがあるというのである。

(2) 宗教上の自己決定権

信教の自由は、内心における信仰の自由をその本質とする。いかなる宗教をどのような理由で選択しようと絶対的に自由である。憲法上の根拠として、人格権に重きを置けば憲法13条、宗教性に着目すれば憲法20条で保障される権利ということになる。この理は、いわゆる憲法直接適用説にあってももちろん、間接適用説にあっても、他者の宗教選択の自由を不当に侵害してはならないという形で、私人間においても同様に当てはまる。宗教上の自己決定権は、憲法に基礎を置く重要な基本的権利であり、法的な利益なのである。

ところで、ベルギーダイヤモンド事件広島地判平成3年3月25日（判例タイムズ858号202頁）は、「冷静で合理的な判断を基本的に保障した上で、・・・選択の自由が、守られるべき利益として法的考察の対象となり得るということである。・・・そのこと自体を損害（法的に守られるべき利益すなわち法益の侵害）として把握する」と言う。

財産的権利についての選択の自由、即ち自己決定権を侵害すれば不法行為が成立するというのである。そうだとすれば、精神的自由である宗教の自由についての自己決定権はそれ以上に強く権利性が認められるというべきである。

(3) 布教の自由の限界—布教に際しての説明義務

不法行為法上の違法性は、被侵害利益の性質と侵害行為の態様との相関関係から判断される。そして、ここでの被侵害利益は、憲法上絶対的に保障されるべき個々人の信仰の自由の一部であり、何を信ずるか（あるいは信じないか）の自己決定権である。これに対比される加害組織側の布教の自由は、内心における信仰そのものではなく対外的活動である。信教の自由は憲法20条により保障されるが、それが第三者への働きかけを伴

う場合には公共の福祉による制限を受ける（最大判昭和38年5月15日、加持祈禱事件、刑集17巻4号302頁）。もちろん、その制約は、「結果的に行為の実体である内面的信仰の自由を事実上侵害する恐れが多分にあるので、その制約をする場合は最大限に慎重な配慮を必要とする」（神戸簡判昭和50年2月20日、牧会権事件、判例時報768号3頁）ことがある。

しかし、第三者への働きかけを伴う布教活動やその一側面である資金獲得活動は、内心における信仰と異なり社会的制約を受忍しなければならない。インフォームド・コンセントの法理の先進国であるアメリカのカリフォルニア州最高裁（大法廷判決1988年10月17日）は、元信者が米国統一教会に損害賠償を請求した事件につき、被布教者の認識と同意を得ずに強度の説得にさらす行為は詐欺として司法審査を受けるとした。

1984年5月、ヨーロッパ議会本会議は、「宗教団体に与えられた保障の下で活動している新しい組織による様々な法の侵害に対するヨーロッパ共同体加盟諸国による共同の対応に関する決議」（EC決議）を採択し、宗教団体の評価・判断基準として後述する13の基準を示すが、その基準には、「入信の勧誘の間は、その運動の名称及び主義が、常に直ちに明らかにされなくてはならない。」という。

宗教性の秘匿についての問題点について、法の華に関する、前掲の東京地裁平成13年4月23日判決は、「一般に、宗教は、必ずしも合理性を有しないから、社会通念から見て、当該宗教の要求する金員の出捐や修行に、一見不合理と思われる点があったとしても、宗教的意義に基づくものであり、その点の説明を受けて勧誘が行われる限りにおいては、高額な金員の出捐、過酷な修行などが許容されることがあり得るのは前記のとおりである。しかし、これが許されるのは、宗教的意義を持つ行為として行われているからであり、宗教であることを明示せずこれを勧誘するなどした場合には、勧誘を受けた側には、宗教的意義に基づき金員を出捐するという意識がない以上、思い違いが生じやすいこととなる。したがって、被告法の華において、宗教であることを秘匿し、あるいは明示に告げないで勧誘活動を行うことは、不相当なやり方であるとの評価を免れないといえる。」と説明した。また、やはり法の華に関する、前掲の名古屋地裁平成13年6月27日判決は、「被告法の華の方針として、ことさら研修の内容を説明せず、また、研修内容や高額な費用の宗教的な意味も説明せずに研修参加を勧誘していたもので、その結果、研修参加者のほとんどが、それらについて十分理解しないまま、研修に参加していたと認められる。したがって、被告法の華が原告らを研修に参加させたこと自体、前記特段の事情が認められない限り、原告らの宗教上の自己決定権の侵害として違法になる。」とした。

(4) 未成年者の保護

布教に際し、宗教団体が未成年者と財産法上の契約を締結した場合、未成年者側が行為無能力を理由にこれを取り消し得ることは言うまでもない（民法4条2項）。

そして、未成年者に対する教育援助としては、第一次的には子の監護・教育の権利を有し義務を負う親権者（民法820条）ないし後見人（同857条）のそれが重視されるべきである。市民的及び政治的権利に関する国際規約（いわゆる「B規約」）18条4項及び児童の権利に関する条約（いわゆる「子どもの権利条約」）14条2項はこの理を明らかにする。いずれの条約についても、日本国政府はこれを批准済みであり、日本国内において実定法としての効力を有すると考えられる。

これらの規定は、当然、親権者らの未成年者に対する宗教的教育権を侵害する行為の違法性判断のための資料となり得る。従って、親権者らの関与を意図的に排除した上での未成年者への宗教的勧誘は親権者らに対しての不法行為を成立させることがあり、また親権者らのこの権利は未成年者保護のためのものであるから、その侵害は当該未成年者に対する不法行為を成立させることもあり得る。

なお、親権者らのこの権利は同時に未成年者に対しての義務でもあるから、濫用にわたってはならない（徳島地判昭和58年12月12日（判例時報1110号120頁））。親権者がその子を、その発達段階も考慮せずに、劣悪な生育環境を余儀無くさせる宗教団体に引き入れることは正当な親権の行使とみなされない場合もある。

次に、未成年者への布教活動は、未成年者の成長・発達とその人生に重大な影響を及ぼすことが必然である。従ってこのような布教活動は、親権者らの意向を十分尊重してなされなければならないだけでなく、当該未成年者が他と相談したり慎重に意思決定ができるように、決定に至るまで十分な時間的余裕を与えるべく配慮されなければならない。前述のEC決議aは「未成年者は、その人生を決定してしまうような正式の長期献身を行うように勧誘されてはならない。」とし、同bは、「金銭的または人的貢献について、相応の熟慮期間が設けられるべきである」（ただし、この条項は未成年者に限られない）としている。

（参考資料）

前記EC決議における13項目の基準要旨は次のとおりである。

- ① 未成年者は、その人生を決定してしまうような正式の長期献身（solemn long-term commitment）を行うよう勧誘されてはならない。
- ② 金銭的または人的な関わりをすることについて、相応の熟慮期間が設けられるべきである。
- ③ ある団体に参加した後も、家族や友人との間で連絡が許されなくてはならない。
- ④ 大学、高校等に学ぶメンバーの修学が妨げられてはならない。

- ⑤ 個人の妨げられることなくある運動から離れる権利、自らまたは手紙および電話で家族や友人と接触する権利、独自の助言を求める権利およびいつでも医師の手当を求める権利は、尊重されなくてはならない。
- ⑥ 何人も、とくに資金獲得活動に関して、物乞いや売春などによって、法を破るようにそそのかされてはならない。
- ⑦ 外国人旅行者を終生関わる運動に引き入れてしまう如き勧誘はしないこと。
- ⑧ 入信の勧誘（recruitment）の間は、その運動の名称および主義が、常に直ちに明らかにされなくてはならない。
- ⑨ そのような運動は、要求があれば、権限ある官庁に対し、個々のメンバーの住所または所在を告知しなくてはならない。
- ⑩ 新宗教運動は、それに従い、そのために働いている個々人が・・・社会保障給付を受けることを保障しなくてはならない。
- ⑪ あるメンバーが、ある運動の利益を求めて外国に旅行するときは、その運動体は、その者を本国に戻す責任（特に病気になった時）を負わなくてはならない。
- ⑫ メンバーの家族からの電話および手紙は、直ちに取次がなくてはならない。
- ⑬ 運動体内にいる子供については、教育や健康、更には悪環境の除去等について配慮きりれるべきである。

（この決議は、統一教会問題等、セクト・カルトの問題が発生したことをうけたEC議会において議論され、決議に至ったものである）

(5) 法律上の争訟か否か

宗教法人の責任を追及する場合には、司法権の権限が問題となる場合がある。原告の請求にかかる事実認定の前提として、宗教上の教義の当否や救いの宗教的意義など、宗教上の価値に関する判断が中核を占め且つ不可欠の場合については、司法権は及ばず、裁判所法3条の「法律上の争訟」に当たらないとされているからである（例えば最高裁第3小法廷昭和56年4月7日（民集35巻3号443頁）、いわゆる板まんだら事件、同旨東京地裁平成2年2月28日判決（判例タイムズ739号230頁））。

しかし、如何に宗教上の教義の実践であっても、資金獲得活動などの対外的行為については、社会的にみて相当と認められる範囲を超えたものは許されないことはすでに詳しく述べたとおりである。

7 刑事制裁について

以下参考までに刑事手続の面でどのような判例があるのか、特に、弁護人が宗教の自由やマインドコントロールを主張した例を中心に紹介する。

(1) 加持祈祷による身体被害、経済的被害と宗教の自由

- ① 仏教僧侶Nが、精神障害を示したとして相談のあった少女Iに対して加持祈祷を行った。Iの家に護摩壇を設け、Iを近くに座らせ、線香の熱気のためにもがき暴れだすとIの身体をとり押え、線香の火にあたらせるなどの暴力を加えたところ、Iの身体のあるところに熱傷・皮下出血を生じ、祈祷開始4時間後、心臓麻痺のため死亡した。Nは傷害致死（刑法205条）の責任を問われたが、宗教行為であるから構成要件を欠くか、正当な業務行為であると主張した。

これに対して最高裁は、宗教行為として加持祈祷を行っても、それが「他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力」、つまり暴力を行使し、それによりIを死に至らしめた以上、「宗教の自由の保障の限界を逸脱した」ものであり、したがって刑法205条に該当するものとして処罰されたとしても違憲にはならない、と判示した（最大判昭和38年5月15日、刑集17巻4号302頁）。

- ② 祈祷師が被害者に対して「祈祷すれば眼病は治る。良縁はある」「まだまだ災難がある。ご祈祷で封じてあげる」などと虚偽の真実を述べて金銭の交付をさせたり、「神様の罰があたる。神様の力で顔を真黒にする」と恐れさせて祈祷料として金員を受領した。

この事案に対して、最高裁は、祈祷が効能のないことを信じていたにも関わらず、いかにもその効があるかのように欺いて金員の交付を受けたのであるから詐欺罪が成立するとした。また、あたかも被告人において神様の力で顔を真黒にすると申し向けて相手方を畏怖させて祈祷料を取得する行為は恐喝罪が成立するとした（最高裁昭和31年11月20日第3小法廷決定、刑集10巻11号1542頁）。

宗教行為としてなされたものであったとしても、事例①のように生命や身体の安全に現実に危害が加えられた場合には犯罪は成立し、憲法上保障されている信教の自由も一定限度の制約がある。また、事例②のように宗教的信念のない者が宗教行為を装って金員を搾取し、恐怖に陥れた上で金員を取得した場合、その行為が詐欺罪恐喝罪に該当する。

(3) 宗教活動のための募金活動と詐欺

宗教活動のための募金行為が詐欺罪に問われた事案において、この故意の認定にあたっては同種前科の内容によって認定することができるとの判例（昭和41年11月22日最高裁第3小法廷決定、判例時報467号65頁）があり、宗教的確信をもって金員の交付をさせたという主張があっても、その行為態様や生活状況・前歴等を総合考慮して詐欺の故意が認められるとしている。

(4) 霊視商法～本覚寺事件など

平成11年7月19日付の名古屋地裁判決は、霊視商法の手口について、教祖的立場にあった元宗教法人本覚寺の代表役員に対し、詐欺罪の有罪判決を言渡した。被害者やその家族に霊がとりついているか否かを識別したり、その霊を成仏させるなどして被害者の悩みごとを解決する霊能力がないのに、嘘を言って供養料名目で合計約2150万円をだまし取ったとして、懲役6年の実刑判決をした。

その際、同判決は、「憲法の保障する「信教の自由」の理念に照らすとともに、その性質上、宗教が超自然的な宗教活動の一環として行われる供養の効果（霊験）に対する評価は主観的な色彩を強く帯び、自然科学的な見地に基づく客観的な判定になじまないことを考慮すると、それが宗教活動の一環としてなされたものであって、その方法、結果等がいずれも社会通念に照らして相当と認められる場合には、供養の効果（霊験）を説いて供養料を求めるにあたって、能力や供養の効果等に多少の誇張が伴ったとしても、直ちに違法とは言えない」という判断基準を示している。

この判決は信教の自由の観点から、「社会通念」というあいまいな基準ではあるが、詐欺罪の成立に一定の絞りを課している。しかし宗教と関係のない通常の詐欺事件なら「社会通念」という絞りは無いのに、宗教のからむ詐欺事件にだけ、この基準で絞りをかけるのは、「宗教を特別扱いするものではないか」という批判もある。

こうした批判を受ける形で、その後、別の団体の霊視商法類似事件である青森宝冠堂事件に関し、青森地裁は、1999年11月、「社会通念」という絞りを採用せず、端的に詐欺罪を認定し、教祖的立場の主宰者に対し、6年6か月の実刑判決を下している。この事件は、1994年から、青森市内の宝冠堂薬局を舞台に、「霊を払えば病気が治る」などと持ちかけて病気治療のために訪れた被害者ら36人に、治療効果のない釜焚き（かまたき）という儀式を行い、総額約4700万を騙し取ったという事件である。1996年3月に青森県警が強制捜査に入った。

青森地裁判決は、次のように述べている。「実際には何ら病気などを治癒する効果が無い釜焚きによってそれが確実に治癒するかのように説いて多額の金銭を騙し取る行為が、宗教的行為などという名の下に許容される余地が無いことは論を待たず、病気などに思い悩んでいた被害者らには特段の落ち度は認められない。個々の被害者の被害額は最低でも15万円で、被害合計金額は4700万円余りと高額に上っており、財産的被害の結果も重大である。本件は、難病を患うなどの苦しみを抱えた被害者らに、判示のとおり多額の財産的な損害を負わせたのはもちろん、釜焚きには病気などを癒す効果がないことを知った被害者らに与えた喪失感や絶望感も軽視できず、被害者らが被告人に対する厳重な処罰を希望しているのは当然である。被告人は、絶対的ともいえる宗教上の立場

を利用して、〇〇に対して釜焚きを行って薬局に来た客から金銭を騙し取ることを具体的に指示して本件犯行を持ちかけており、その意味で釜焚きという一見宗教的な儀式に見せかけた本件詐欺は、被告人の存在なしには起こり得なかったものである。その上、被告人は、釜焚きを始めた〇〇に対して釜焚き等の売上をさらに上げるように強く働きかけるなどしており、ここまで被害が甚大になったのもそのような被告人による働きかけの結果であって、本件において中心的な役割を果たした被告人の責任は重大である。このように自ら本件を主謀して中心的な役割を果たしているにもかかわらず、被告人は、〇〇が勝手にやったことであるなどと不合理な弁解を弄して本件への関与を全面的に否認しており、謝罪はおろか一切の反省の態度すら見せていない。以上のことを考慮すると、被告人の刑事責任は甚だ重いといわねばならない。」

いずれも判例集未登載だが、今後同種事案の指針となるのであろう。

(5) 法の華三法行・足裏鑑定事件（東京地裁平成17年7月15日判決・判例時報1933号131頁）

宗教法人「法の華三法行」の代表役員（被告人A）及び責任役員（被告人B）が詐欺罪に問われた事案である。

被告人らは、被告人Aが、人の足裏を診るなどしてその人の病気等の悩み事の状態や原因を的確に判断し、これを確実に解消する方策を「天声」によって提示して、「修行」や「法納」によって悩み事を解消できるとして、修行代ないし法納料名下に多額の金員を交付させていたもので、被害総額は1億5000万円近くに上った。上記判決は、「裁判所が教団の教義内容及び天声の存在を判断してその是非や真偽を決することは、特定宗教に対する公権力の介入になり、憲法20条1項が保障する信教の自由を侵害するもので許されない」とする弁護人の主張について、「教団が宗教法人として、一定の宗教活動を行ってきたことは明らかであって、この点についてまで否定するものではない。とりわけ、被告人Bについては、教団の教義を……信じていることは否定できないところであり、その意味では、同被告人の本件共謀は信仰を背景としたものということができる。しかし、被告人両名が、現実にした各行為は、そのような教義理解をはるかに逸脱し、自分又は家族に病気等の問題を抱え悩んでいる被害者らに対し、共犯者らと共謀の上、自ら又は共犯者らを介して、『修行に参加すれば病気は治る。』などとあからさまな嘘を言って、その旨誤信させて法外な金員を要求し、これを交付させたという詐欺行為そのものである。これらの行為や著しく反社会的で違法なものであることは明らかであり、憲法20条1項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものというほかに、これを詐欺罪として処罰することは、何ら憲法の前記条項に反するものではない。」と判示し、詐欺罪の成立を認めた。

(6) オウム真理教の信者による地下鉄サリン事件等

オウム真理教の信者らにより、通勤時間帯の地下鉄内にサリンを撒布して12名の死者を出した地下鉄サリン事件、元信者殺害事件、弁護士一家殺害事件等多数の重大事件が起こされ、一連の刑事判決が出された。弁護人の主張の中には、被告人が教祖からマインドコントロールを受けていた点を挙げて、責任能力、期待可能性を争ったり、減刑事由としたりするものもまま見られる。この点について、次のような裁判例が見られる。

① 東京地裁平成12年6月6日判決（判例時報1740号109頁）

同判決は、マインドコントロールについて、「西田鑑定が一般論として述べるところは、社会心理学の成果に基づき、オウム真理教における、いわゆるマインドコントロール的なものの実態について詳細に説明するもので、個々の心理学現象の当てはめやコントロール下に置かれた者の心理状態について明快な分析が示されており、その内容は合理的で、特段不自然なところや客観的状況にそぐわないところは見当たらず、それとして十分理解できるものといえる。そして、その示すところは、類似した状況下にある多数の者に関わった豊富な経験を持つ浅見証人の実証的な分析や多数のオウム真理教（元）信者が自身の心理状態について述べる内容にもよく整合しており、オウム真理教におけるマインドコントロールの分析としては精確なものと評価できる。このことは、オウム真理教内にあった被告人の心理状態一般に関して述べることも同様であり、個々の場面における被告人の心理状態についても的確な分析がされており、その内容は合理的で、特段不自然な点はなく、関係証拠から認められるところの客観的状況に照らしても十分了解可能である。特に被告人が高校生の時からオウム真理教に入信し、相当年月にわたって同教団内での修行生活を続けるばかりで社会的経験に乏しいことや被告人が自ら供述する各時点における心理状態やそれぞれの時期における被告人の外形的状況について他の信者が述べるところにもよく適合している。」と一定の評価を示しながらも、「西田鑑定に照らしても、もともとマインドコントロールによっても、『100パーセント完全にロボットのように人を動かすということとは不可能で』あり、心理的拘束を受ける程度の軽重がある上、どの程度の割合で自己決定が働くかについて、客観的に診断することもできないのである。そして、社会内で生活し、日常的に他者と接触する個人はすべて何らかの形で環境や他人からの心理的影響を受けているものであり、社会的に相当でない心理的影響やある程度の拘束を通常一般より強く受けているからといって、社会的秩序からの明らかな逸脱である犯罪を行った者に対して、それだけの理由をもって、心理的拘束の程度の差異を不問に付し、一律に刑事責任の低減を認めることはできないというべきである。」「マインドコントロールの故をもって責任能力の著しい減退を認めるには、個人が強力な

期待可能性に関する弁護人の主張を排斥した。

(7) 統一協会関連会社による靈感商法事件（平成21年11月10日公刊物未登載）

統一協会の関連会社である印鑑販売会社が、「先祖の因縁がある」などと不安を煽って高額印鑑を購入させた、いわゆる靈感商法事件について、同社社長らに対して、特定商取引法違反で執行猶予付の有罪判決がなされた。判決は、「会社は被告も含めて従業員全員が統一教会の信者で、販売手法が信仰と混然一体となっているマニュアルによって周知されている」「相当高度な組織性が認められる継続的犯行の一貫で、犯情は極めて悪い」として、靈感商法が統一協会の組織的犯行であることを認定した。

(8) 条例等の適用について

多くの地方公共団体にはいわゆる迷惑防止条例がある。これにはたかり行為、押売行為等の禁止が以下のとおりの内容で定められている。

〔不当な金品の要求行為の禁止〕

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動で金品を要求してはならない。

〔押売行為等の禁止〕

何人も、住居その他の人の現存する建物を訪れて、物品の売買、配布、貸付け、修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下「売買等」という。）を行うに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ア（略）

イ 売買等の申込みをことわられたのかかわらず、執拗に物品を展示し、若しくはあさり、又はすわりこむ等すみやかにその場から立ち去らないこと。

ウ 依頼又は承諾がないのに、物品の配布、貸付け、修理若しくは加工、広告の掲載、遊芸その他役務の提供を行って、その対価を執勤に要求すること。

エ 身分、物品の価格若しくは内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。

これらに該当するいずれの行為も宗教団体が行うことによって、あるいは宗教行為として行うことによって正当化される性格のものではなく、市民社会における守らなければならない当然のルールである。これまでも、これら条例に基づいて教団信者が検挙された例がある。

8 行政処分について

平成20年3月26日、経済産業省が、宗教法人幸運乃光（通称名「高島易断崇鬼占相談本

部」「高島易断総本部」) に対して、特定商取引法の違反行為を認定し、同月28日から3か月間、同法人の訪問販売に関する勧誘、申込みの受付及び契約の締結を停止する旨の業務停止命令を出した。

同法人は、「高島易断の人生相談」と題する新聞折り込み広告に誘引されて同法人が主催する易鑑定会を訪れた消費者に対して2千円の易鑑定又は3万円の「特別鑑定」と称する易鑑定を行い、その結果として、同法人の「大本山」で行う祈願契約などを締結させていた。

違反行為として、不実告知(特商法6条1項)、威迫・困惑(同条3項)、目的隠匿の上での公衆の出入りする場所以外での勧誘(同条4項)、勧誘目的等不明示(同法3条)、法廷書面不交付(同法5条1項)、契約解除に伴う債務の一部履行拒否(同法7条1号)、適合性原則違反勧誘(同法7条3号、症例7条3号)が認定された。

宗教法人に対して特定商取引法に基づく行政処分を行った初めてのケースであったが、平成21年12月1日の特定商取引法の指定商品(役務)制度の廃止もあったため、今後も宗教被害について、特定商取引法に基づく行政処分がなされることも十分想定される。

第4 参考文献

- 1 宗教と消費者弁護団ネットワーク編
「宗教名目による悪徳商法」(緑風出版)
- 2 日弁連消費者問題対策委員会編
「宗教トラブルの予防・救済の手引」(教育資料出版会)
- 3 山口広、滝本太郎、紀藤正樹著
「宗教トラブル110番」(民事法研究会)
- 4 木村達也外編
「消費者被害救済の上手な対処法」479頁以下(民事法研究会編)
- 5 なお判例資料集として
<http://homepagel.nifty.com/kito/syuukyuu.hanrei.frame.htm> が参考になる。

四訂版あとがき

三訂版から四訂版の改定までに10年を要した。本書はこの10年の集大成であり、まさに全面改訂版である。本文は500頁を優に越えることとなった。

近年消費者分野の法律の改正のスピードは急ピッチであり弁護士がついていくのも大変な時代となった。行政分野においても、昨年9月には、消費者行政の司令塔・エンジン役としての消費者庁が成立し、監視役としての消費者委員会の委員に消費者問題に精通している現役の弁護士2名が、さらには国民生活センターの理事長にも弁護士が就任するに至った。さらに今後、大量消費者被害の救済のための集団的消費者被害の救済制度や、やり得を許さないための不当利益の吐き出し法制等の制定が叫ばれ、消費者問題分野はさらに発展していく分野となっている。

このように消費者問題の分野では、法律の制定、改正が広範におよんでおり、これまでの解説書は、もはや役に立たなくなったと言っても過言ではない。そのため、本書も全面改訂が早急に必要とされる事態となり、昨年から消費者問題対策委員会所属委員の弁護士により急ピッチで作業が進められた。議論が不十分な点もないではないが、現段階の成果を、多くの弁護士やこの問題に関心を持つ専門家や市民が共有する状態とすることが重要と考え、刊行することとした。不十分なところは他日を期したい。

なお、全面改訂とはいえ、本書は旧版の上に成り立つものである。初版の執筆・編集担当者は、川崎達也、北澤義博、櫻井健夫、鈴木理子、中田康一、庭山正一郎、東澤靖、山崎恵、山口廣、奥野滋、の各氏であり、改訂版の執筆担当者は、青木優子、井口多喜男、泉進、板倉貫、小野聡、坂本誠一、櫻井健夫、篠宮晃、清水洋二、鈴木理子、田中清治、長倉隆顕、中村晶子、萩原秀幸、花輪弘幸、林和男、森雅子、山口廣の各氏である。三訂版の執筆担当者は、青木秀樹、櫻井健夫、有村佳人、井口多喜男、稲垣隆一、今村幸次郎、小野聡、木之瀬幹夫、坂雄一郎、佐藤淳、佐藤浩秋、三田恵美子、中野和子、花輪弘幸、弘中絵里、三島枝里香、山口廣、鷺尾誠、そして紀藤である。四訂版の執筆担当者は次頁に掲載した。

本書が消費者問題の解決に大きく貢献するとともに、弁護士のみならず、学者、専門家、市民、消費者ら多数の方々の活用に使われれば幸いである。

2010年9月

第二東京弁護士会消費者問題対策委員会
委員長 紀 藤 正 樹

四訂版執筆担当者

(五十音順。いずれも弁護士)

五十嵐潤	石岡良子	石田拓時	猪久保博成	今井多恵子
上床竜司	大橋正典	小川典子	亀山訓子	北畑有梨
木村 壮	坂勇一郎	佐藤 淳	佐藤和樹	島 幸明
瀬川宏貴	曾我部高志	高木 薫	高橋康夫	田上 潤
武井一樹	田島宏一	富田 裕	中川佳代子	中野和子
中村 聡	中村新造	中村美智子	花垣存彦	福田隆行
藤田城治	牧戸美佳	松尾文彦	宮内 宏	吉田大輔

編集担当者

紀藤正樹 中野和子 松尾文彦

消費者問題法律相談

ガイドブック

〔四訂版〕

2010年9月1日四訂版第一刷

編 集 第二東京弁護士会消費者問題対策委員会

発 行 第二東京弁護士会

東京都千代田区霞が関1-1-3

弁護士会館9階

電話 03(3581)2255(代)

<http://niben.jp/>

印 刷 名鉄局印刷株式会社
